⑪　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑫　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑬　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑭　当該療養について三例以上の症例を実施していること。
⑮　腹腔鏡下胃切除術が一年間に合わせて二十例以上実施されていること。
⑯　当該療養の実施前に外科専門医、内科に従事する医師、麻酔科標榜医、管理栄養士等の複数名による症例検討が実施されていること。
⑰　届出月から起算して十二月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

○厚生労働省告示第三十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項（同法第六十八条の十九において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第4　動物由来原料総則 1　反芻動物由来原料基準 (1)　医薬品等の原料等として用いる反芻動物に由来するもの（高温及びアルカリ処理により製する原料等その他の適切な処理により製するものを除く。以下「反芻動物由来原料等」という。）については、次に掲げる部位を用いてはならない。	第4　動物由来原料総則 1　反芻動物由来原料基準 (1)　医薬品等の原料等として用いる反芻動物に由来するもの（高温及びアルカリ処理により製する原料等その他の適切な処理により製するものを除く。以下「反芻動物由来原料等」という。）については、次に掲げる部位を用いてはならない。
ア～キ　（略） ク　胎盤（ウシ由来のものを除く。） ケ～ス　（略） セ　脾臓（ウシ由来のものを除く。） ソ～ツ　（略） (2)～(5)　（略） 2・3　（略）	ア～キ　（略） ク　胎盤 ケ～ス　（略） セ　脾臓 ソ～ツ　（略） (2)～(5)　（略） 2・3　（略）

○農林水産省告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市恵田町字三月ケ入一四の一、一五、一六の三、一七、一八、二二の四、二三の九、二三の二、二四の一、二四の三、四八の三、四九、六三、六四の一、七一の四、八一の一、八四の一、八五、八六、八七の一から八七の七まで、八七の一二、八八、八九、九二の一、九二の四、九三の四、九七、九九、一〇〇の一、一〇四の一、一〇五、一一〇の一、一一一、一一三の一、一一三の二、一一五の三、一一五の五、一一五の七、一一九の一、字胡麻草一四（次の図に示す部分に限る。）、一、五、七の一、七の二、八の一、八の三、一三、一五の一、一五の二、一八から二二まで、二二の一、二四、二五の一、字丹坂前一の二、一の四、五の六、二五、四四、四九、九三の一、九四、九五の一、九五の三、九八、九九の一、一〇〇、一〇三の一、一〇三の三、一〇四の一、一〇四の三、一〇四の五、一〇四の六、一〇七、一〇九の一、一〇九の三、一〇九の四、一〇九の六、一〇九の七、一一五の三、一二七、一二八の一、一二八の三、一三四の一、字天上田三一の一、字宮前四〇の二、六六の一、六八の三、字西前田一八の二、三三の二、字藤倉一二、三七の六、七三の一、字下田一二の二、字南横四一、字北横八二の二、八三の三、字東三山一八三（次の図に示す部分に限る。）、二の二、三の三、三五の三、三六の二、五五の三、六二の三、八二の一、八六の二、九〇の二、九四の二、一二一の二、字西三山一一、一一の一、一一の三、一九、二一、二一の一、二一の二、二四の一、二四の二、二九、字下坂下六二の四・七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、一の五から一の八まで、二、九の二、一〇の二、一八、二〇、二〇の一から二〇の四まで、二八の二、二八の三、二九、五二の二、五五の四、六二、六二の一から六二の三まで、六五の三、六五の四、六五の六から六五の九まで、字上坂下一五の四・一五の五・一七・一七の二・一七の四・一七の七・一七の八・三九の二・四〇の一・四〇の二・五七の三・六一の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、一の一から一の三まで、一の五、七、一七の五、一七の六、一七の九、二三の二、二六の二、二八・二八の一合併地、五七の二、五七の五、五八、五八の一、六六の二、八四、八四の一、八四の二、八四の四、八七、八七の一、字五反田四六の二、四六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）